

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称： 東南アジア地域における with/post-COVID-19 社会
の FVC 開発に係る情報収集・確認調査 (QCBS)

調達管理番号： 20a00402

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

第 4 章 契約書 (案)

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。 詳細については「第 1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>

2020年9月2日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年9月2日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：東南アジア地域における with/post-COVID-19 社会の FVC 開発に係る情報収集・確認調査(QCBS)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

- | |
|---|
| <p>(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。</p> <p>() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。</p> |
|---|

(4) 契約履行期間（予定）：2020年11月 ～ 2022年2月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です（詳細は第4章参照）。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の30%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の10%を限度とする。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。
--

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【契約第一課 佐藤 Sato.Kazuaki@jica.go.jp】

注) プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第一グループ第一チーム

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年9月23日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり (outm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当者アドレス)

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年10月2日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点(小数点第1位まで計算)とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格とします。本案件は、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90:10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点及び価格評価点をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開開封します。ただし、技術評価点が基準点を越えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

- 1) 日時：2020年10月27日（火） 14時～
- 2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構内 会議室

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。
詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年11月9日（月）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- 1) 競争参加者の名称
- 2) 競争参加者の技術評価結果
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点（該当する場合）
- 3) 競争参加者の価格評価結果
見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定され

る「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」
(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 業務の背景

新型コロナウイルス（以下、COVID-19 という）の世界的な感染拡大により、全世界の感染者数は1,700万人、死者数は66.8万人に及んでいる¹。東南アジア地域においても、感染者数は26.1万人、死者数は7,259人に及んでおり²、COVID-19の感染拡大は各国の保健システムのみならず、経済活動にも大きな影響を与えている。

COVID-19の感染拡大に伴い東南アジア地域においても、大規模な移動制限や外出規制が導入され、その影響は農産物の生産、物流、販売、貿易にも及んでいる。農林水産業は東南アジア地域のGDPの約12%を占めており、中でもミャンマー及びカンボジアではGDPの20%以上を、ラオス、ベトナムではGDPの15%以上を占める重要産業となっている³。さらに、東南アジア地域の人口の多くが農業セクターに従事しており、その割合はラオスで67%、ミャンマーで約50%、ベトナムで約40%、カンボジア、インドネシア及びタイで約30%と推計されている⁴。例えばベトナムではCOVID-19の影響により、農業セクター従事者を含む150万人が新たに貧困層となる可能性があることが指摘される等⁵、COVID-19が各国の農業セクター及び貧困拡大に与える影響は深刻である。

大規模な社会制限によってフードバリューチェーン（以下、FVC という）の分断が各国で起きているとの報告もあり、COVID-19が農業セクター、とりわけ、生産、加工、物流、消費を含むFVCに与えた影響を調査し、FVC再興に向けた支援策を検討することは、COVID-19で大きな経済的打撃を受けた農家を始めとする農業セクター従事者の生計維持及び貧困削減に貢献するものである。係る状況で、FAOは早期段階からASEAN事務局及びASEAN加盟国との連携によるインパクト調査を行っており、今後特に農産物の貿易における支援等を行うこととしている。JICAは東南アジア地域の農業・農村セクターのトップドナーの一つであり、現在技術協力、資金協力及び民間連携事業等で約100件にも及ぶ事業を実施・形成している中、特に実施・形成中事業の対象サイトを中心に、COVID-19が東南アジア地域の農業・農村セクターに与えるインパクトを定期的に情報収集・確認しつつ、これらの負のインパクトを軽減させることが出来るようなパイロット事業を形成し、その実施を通じて、With/Post COVID-19社会におけるFVC関連協力の在り方について考察・分析を行うこととする。

2. 業務の目的

対象国の都市部及び農村地域においてCOVID-19が農畜水産物のバリューチェーンへ与えたインパクトについて情報収集・分析し、実施中案件への具体的な留意事項について取り纏めるとともに、必要な追加投入についても提案を行う。また、形成中案件についても、新たに配慮すべき点や追加的に取り組む事項について分析することを目的とする。

3. 業務の概要

本調査はJICAが農業・農村セクターにおいて実施中及び形成中の全ての対東南アジア地域協力の実施・形成促進に資するものとして、既に各国で進められているCOVID-19関連調査や、他ドナー、国際機関による関連調査の情報を十分に把握した上で、必要な情報を文献レビュー、聞き取り調査、現地調査、質問票調査等により実施する。また、With/Post COVID-19社会におけるFVCの構築に向けたパイロット事業を設計、実施することで、レジリエンスの高いFVC開発支援の在り方について検討する。さらに、学術的手法を用いた分析を行い、他ドナー機関や広く一般に調査結果を公表することを念頭に調査分析を行う。

¹ 2020年7月31日時点。WHOウェブサイトより。

² ASEAN加盟国10カ国と東ティモールにおける感染者数・死者数。2020年7月31日時点。WHOウェブサイトより。

³ ASEAN加盟国10カ国の農林水産業GDP。2018年時点。世界銀行データによる。

⁴ 2019年時点のILO推計値。

⁵ 2020年6月24日FAO-ASEAN事務局主催COVID-19ラウンドテーブルコンセプトノートより。

4. 対象地域

東南アジア諸国全て（ASEAN 加盟国及び東ティモール）を調査対象とする（現地調査対象国は調査を通じて決定）。

5. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するため、「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

6. 実施方針及び留意事項

（1） 他の開発パートナーによる先行調査・取組み

東南アジア地域における COVID-19 の FVC への影響については、国際機関を含む他の開発パートナーによる調査及び支援・取組みが先行しているところ、これら開発パートナーの取組みの最新状況を踏まえつつ、調査を実施する。

（2） JICA の既存案件における COVID-19 関連の取組み

JICA が東南アジア地域において先行して実施している COVID-19 関連の調査や取組み内容を十分に把握・分析した上で、国内調査・現地調査計画を策定する。既に取り組みが決定されている若しくは検討されている JICA の農業・農村セクターの COVID-19 支援については以下の通り。JICA 本部・事務所とも連携の上、最新情報を入手の上、調査に重複が生じないように留意する。

- ベトナム：農業・農村セクターにおける COVID-19 のインパクト調査
- インドネシア：灌漑作物を対象とした With/Post COVID-19 社会の FVC 調査
- インドネシア：園芸作物を対象とした With/Post COVID-19 社会の FVC 調査
- ラオス：コメを対象とした With/Post COVID-19 社会の FVC 調査
- ミャンマー：COVID-19 Economic Relief Plan(CERP)に基づく農業・農村セクター基盤強化のための資機材供与

また、現在 JICA は東南アジア諸国の JICA 事業関係者（政府関係者、農家等）を対象としたアンケート調査を実施中のため、本アンケート調査の結果も踏まえながら現地調査対象国の選定や、パイロット事業の実施に向けた検討を進めることとする。

（3） 各国政府による対 COVID-19 の政策

COVID-19 による FVC への影響の多くは、各国政府が COVID-19 の感染拡大を受けて講じた措置によるものと考えられる。本調査では、まず調査対象国政府が講じた各種政策（保健医療・公衆衛生、人・モノの移動制限（ロックダウン等）、農畜水産 FVC 分野への支援策、貿易政策等）を整理した上で、それらの政策が FVC の各工程（生産、加工、流通、消費）に与えた影響について分析を行う。

（4） COVID-19 が FVC へ与えたインパクトに係る定期的な情報収集

本調査では、COVID-19 が東南アジア地域の FVC へ与えたインパクトについて定期的に（3 か月に 1 回を目途）情報収集を行うことで、COVID-19 のインパクトを継続的に把握すると共に、COVID-19 及びその関連政策が FVC に与えた影響を継続的に分析し、どのような施策や取組みが FVC の分断や再構築に影響を及ぼしたかについて考察を行う。そのため、調査対象国における対象地域の選定に際しては、定点観測を行うことを前提に情報収集に必要な実施体制の有無等についても考慮する。

（5） 調査対象バリューチェーンの選定

本調査の実施にあたっては、まず各国政府による対 COVID-19 政策や COVID-19 が FVC に与えた影響に関する一般情報を収集した上で、より詳細な分析を行うためのバリューチェーンを 15~20 件程度選定する。選定にあたっては、多様な FVC の特徴を整理した上で、選定の方針を設定する。調査対象バリューチェーンを選定するための方針（案）をプロポーザルの中で提案すること。その際、水産、畜産バリューチェーンは必ず含めること。なお、現在 JICA は東南アジア地域において複数の FVC 関連案件を実施していることから、バリューチェーンの選定の際にはこれらの案件も参照すること。

<調査対象バリューチェーンの選定方針の例>

- 農畜水産品の種類（コメ、園芸作物、畜産、水産等）

- 対象となる市場（国内市場向け、輸出市場向け）
- 生産地と市場の距離（都市部向け（近代市場向け）、農村部向け）
- 認証に基づく生産・加工（ハラール認証、有機認証等）

（６）パイロット事業の目的

本調査では、国内調査、現地調査で得られた情報を基に、東南アジア地域における主要な農畜水産バリューチェーンの各工程における脆弱性を分析し、それらの脆弱性を克服するために取り得る対応策や支援策について仮説を立てた上で、パイロット事業を通じてそれらの仮説を検証する。パイロット事業は、（５）で選定した調査対象バリューチェーンを念頭に、最大５件実施する。パイロット事業に係る留意点は以下のとおり。

- パイロット事業は、５か国において各１件を実施することが望ましいが、一部の国への渡航がCOVID-19により制限される場合は、渡航が可能な国において優先的にパイロット事業を行うこととする。
- パイロット事業の対象国を選定する際は、既存プロジェクトとの親和性や相乗効果、日本及び現地のリソースの活用可能性、パイロット事業後の持続性等も考慮すること。
- パイロット事業の迅速性を担保するため、関係者間で合意がとれた事業については、前倒しで着手するなど、弾力的に工程を見直すこと。
- パイロット事業の実施にあたっては、定期的にモニタリング及びレビューのタイミングを設け、継続・方向性修正等の判断を行うこと。
- 最終的なパイロット事業は調査の中でコンサルタントからの提案を踏まえつつ、有識者を含む調査監理委員会において決定する。提案するパイロット事業の選定基準・条件、活動イメージ等について、プロポーザルの中に提案すること。
- パイロット事業の人月はプロポーザル時点では算出しがたいことから、各案件について、国内業務を１人月、現地業務を６人月（合計７人月）と想定し、積算することとする。また、現地で発生する経費については、１件当たり一律１０,０００千円を計上すること。

＜パイロット事業として想定する事業の例＞

- ① サプライチェーンの強靱化・効率化支援
 - ・ デジタル技術を活用した営農支援
 - ・ 電子商取引を活用した販路拡大に関する支援
 - ・ 流通効率化支援
- ② FVCにおける衛生意識の向上
 - ・ GAP手法等を用いた、FVCにおける衛生・安全管理の向上支援
- ③ デジタル技術を活用した農産品の生産、流通管理

（７）FVC関係者（政府機関、農畜水産品の生産者、民間企業等）へのヒアリング

COVID-19に関する各国の政策により、生産から加工、流通、消費までの幅広いステークホルダーが影響を受けていると考えられる。本調査では、現地調査を行い、農畜水産品の生産者を含むFVC関係者（プロジェクト受益者を含む）の経営環境にどのような変化が生じているか、政府・他ドナーによる支援でどのように受益しているかについてヒアリングを行うこと。また、生産、加工、流通、消費/マーケティングの各工程を担う民間企業からも幅広く情報を収集し、そのビジネス状況の変化についても確認を行うこととする。

なお、本調査はJICAが独自に行うものであり、特定政府からの要請に基づく調査ではない。現地調査対象国の政府関係者との初回の会合については、必要に応じ、JICAがアポイントの取付けを支援するので、調査スケジュールを前広にJICAに相談すること。また、COVID-19の影響で現地調査の実施が難しい国については、遠隔ツールを用いてヒアリングを行うなど、実施の工夫についてプロポーザルに記載すること。

（８）デジタル・トランスフォーメーション（DX）/スマートフードチェーンに係る考察

本調査では、農業・農村DX/スマートフードチェーンについても主要調査項目と位置づけ、各国の既存のFVCの中でCOVID-19以降DX技術が新たに導入されている事例の収集及び導入可能性の分析・検証を行うこと。

(9) 学術的分析に向けたデータの収集

本調査結果は、JICAの今後のFVC支援方針の検討のみならず、広く他ドナー、一般へ共有することを想定している。そのため、後述するように、FVC分析のみならず、学術的な手法を用いてCOVID-19の影響に関する分析を行いジャーナルへの掲載を目指す等、学術的な場への発表も視野に入れた活動を行う。したがって、調査に当たっては学術的な分析を行うことを前提に、十分な数のサンプルデータを収集し、データセットを作成・整理すること。プロポーザルの中で分析手法等についても可能な範囲で提案すること。

(10) 調査監理委員会の設置

本調査においては、東南アジア地域におけるCOVID-19の状況及びFVCへの影響に関する幅広い意見を反映するため、東南アジア地域の農畜水産業、FVC、DX、計量経済学等の分野の有識者や、民間セクターから成る調査監理委員会の設置を予定している。本調査監理委員会における協議結果を十分に踏まえた上で調査を行うこと。

(11) 現地調査方法・現地再委託の提案

COVID-19の影響で、本調査期間中に現地調査及びパイロット事業対象国に入国できなくなる可能性に鑑み、調査方法を工夫し、最適な調査工程を提案すること。特にパイロット事業については現地で進めるため、現地リソースの有効活用を優先的に検討し、現地再委託にて実施する方法も検討すること。また、現地再委託に限らず、移動制限下における本調査実施上の工夫や提案者のネットワークを活用した調査方法があれば、これらについても積極的に提案すること。

(12) 既存案件との相乗効果の確保

本調査の実施にあたっては、既存案件との相乗効果の確保のため、積極的な情報共有や連携を行うこと。

7. 業務の内容

上記「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下より構成される調査を実施する。ただし、コンサルタントは、国内作業及び現地調査について、より効果的、効率的な作業工程・方法を考案し、プロポーザルにて提案すること。

(1) インセプション・レポートの作成

JICAとの協議結果、その他関連資料（FVCに関連するASEANの政策文書、東南アジア地域におけるCOVID-19の感染状況、中央・地方政府によるCOVID-19対策・施策、関連統計資料、既存文献等）の分析・検討を行い、調査全体の方針・方法を検討した上で、調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を基に、インセプション・レポートを作成する。

(2) 東南アジア地域の農業・農村セクターにおけるCOVID-19対策・関連政策の調査【国内作業（遠隔調査）】

東南アジア諸国による対COVID-19政策（保健医療・公衆衛生（栄養状況を含む）、人・モノの移動制限（ロックダウン等）、農畜水産FVC分野への支援策、貿易政策等）に関する情報収集・分析を行う。また、これらの政策が各国の主要作物（コメ、園芸作物、果樹、畜産、水産、コーヒー、カカオ等）のFVCの各工程（生産、加工、流通、消費）に及ぼした影響について分析を行う。

また、地域的な対COVID-19対応策として、ASEAN首脳会議、ASEAN農林水産大臣会合等、ASEAN関連会合における議論の動向を整理する。

(3) 他の開発パートナーによるインパクト調査【国内作業（遠隔調査）】

FAOをはじめとする国連機関、世界銀行グループ、アジア開発銀行等の多国間援助機関、及び二国間援助機関が東南アジア地域で実施している農業分野へのCOVID-19の影響に関する調査や、COVID-19関連支援の実施状況を調査し、その内容を国ごとに取りまとめる。特に、FAOが東南アジア地域で実施しているCOVID-19の影響調査は本調査との関連性が高いところ、右調査結果をFAOアジア・太平洋地域事務所等を通じて入手するとともに、必要に応じてヒアリングを実施し、調査結果の詳細を入手する。

(4) COVID-19が東南アジア地域のFVCへ与えたインパクト調査【国内作業（遠隔調査）】

COVID-19が東南アジア地域のFVCに与えたインパクトについて把握するため、JICAが東南アジア地域で実施中のFVC関連案件を対象に、質問票、遠隔によるインタビュー等を実施し、COVID-19の影響がFVC関係者に与えた影響について確認を行う。本調査は、調査開始時（2020年12月を想定）及び、その後3ヶ月毎（2021年3月、6月、9月、12月を想定）に定期的に行い、各国におけるCOVID-19による影響の変化を把握する。定期的な情報収集を行う対象FVCはJICAと協議の上決定する。

また、(13)に示すとおり、本調査結果を広く对外発信するために、調査結果を学術的な手法を用いながらとりまとめ、ジャーナルへの投稿や、農業セクター/国際開発に関する雑誌等へ寄稿することを想定している。本調査ではそのような分析も念頭に置きながら、情報収集を行う。

(5) 調査対象FVCの選定【国内作業】

(2)～(4)の調査結果に基づき東南アジア地域における主要なFVC（JICA案件で支援しているFVCを含む）を選定する。選定にあたっては、まず、FVCの選定方針を有識者やJICA関係者等と協議の上、調査対象とするFVCのロングリスト（案）を作成する。本ロングリストを調査監理委員会（(8)参照）において協議し、調査対象とするFVCを15～20件選定する。(4)で対象とするFVCを含めることも可とする。

(6) With/Post COVID-19社会におけるFVCの在り方に係る仮説の作成と現地調査対象国の選定【国内作業】

(5)で選定した調査対象FVC（15～20件）の各工程における脆弱性を分析し、それらの脆弱性を克服するために取り得る対応策や支援策について検討し、東南アジア地域におけるWith/Post COVID-19社会におけるFVC支援の在り方に係る仮説と調査方針（案）を作成する。

右仮説を踏まえ、調査監理委員会における協議を通じて、現地調査対象国を選定する。

(7) 現地調査の実施

調査対象国のうち、(6)で選定された現地調査対象国において、現地調査を行う。現地調査では、中央・地方政府関係者、農畜水産品の生産者（プロジェクト受益者を含む）、民間企業、他ドナー等を対象にヒアリングを行う。特にFVCの各工程のステークホルダーを事前に整理し、農家/農家グループに対しては、営農・経営環境にどのような変化が生じているか、政府・他ドナーによる支援でどのように受益しているかについてヒアリングを行う。また、生産、加工、流通、消費/マーケティングの各工程を担う主要な民間企業に対して、そのビジネス状況の変化についても確認を行う。

(8) パイロット事業の選定

(2)～(7)の調査結果を踏まえ、東南アジア地域におけるWith/Post COVID-19社会のFVC支援の在り方の検討に資するパイロット事業（案）を最大5件提案する。提案にあたっては、国内作業及び現地調査時にヒアリングを行った相手国政府や農家グループ等、パイロット事業の対象者（現地パートナー）を特定した上で、パイロット事業候補を提案する。また、JICAの関連事業との連携なども考慮し、JICAと協議しながら提案すること。

最終的なパイロット事業はコンサルタントからの提案を踏まえつつ、有識者を含む調査監理委員会において協議の上、決定する。

(9) パイロット事業計画の作成

(8)で選定したパイロット事業に対し、パイロット事業計画案を作成する。計画案の作成にあたっては、JICA担当者と都度協議の上、計画の方針を確認しながら進めること。また、JICAと同事業計画案の内容について協議・確認し、最終化する。

(10) パイロット事業の実施

パイロット事業計画に基づき、パイロット事業を実施する。パイロット事業では、以下の点を行う。

① 現地関係機関への説明・合意形成

パイロット事業計画について、現地関係者（相手国政府（関係省庁、地方政府））、農家グループ、民間企業等に説明し、パイロット事業実施に向けた協議を行う。また、協議を受けて、関係機関間での合意形成を行う。

② パイロット事業の実施

下記に記載する活動項目は現段階で想定しているものであり、実際に事業実施計画を作成する過程で、事業の各項目について具体化すること。

【活動項目案】

- ワークショップ開催
- 農家グループに対する技術支援
- 民間企業の参画を得た物流効率化・サプライチェーンの強靱化のためのシステム開発、実証活動の実施
- 必要な農業資機材の提供など

③ 現地報告会の実施

現地関係者（相手国政府（関係省庁、地方政府））、農家グループ、民間企業等）にパイロット事業の活動、成果について報告を行う。報告会の実施に当たっては、JICA 側担当者と協議の上、実施方法等を確認すること。

（１１） 調査監理委員会への参加

農畜水産業、FVC、DX、経済学等の分野の有識者及び民間セクター関係者から成る調査監理委員会を設置し、プロジェクト期間中に 3 回程度委員会を実施する。調査管理委員会では、プロジェクトで得られた情報の分析や政策提言に向けた協議を行うほか、調査対象となる FVC の特定やパイロット事業の選定を行う。コンサルタントは、調査監理委員会における協議結果を踏まえ、調査を計画・実施する。

（１２） 政策提言の作成

国内調査、現地調査及びパイロット事業の実施を通じて、レジリエンスが高く現実的なバリューチェーンの要素や条件を見極めるとともに、COVID-19 と FVC の関係を学術的な視点も含め分析し、結果得られた政策提言をプログレスレポート及びファイナルレポート段階にそれぞれ入れ込み、東南アジア諸国及び ASEAN 共同体と共有する。

また、既存の JICA 案件の改善や、今後 JICA が東南アジア地域で形成する新規案件に参考となる提言を作成する。

（１３） 学術的な発表を含む、対外発信

本調査結果は、調査対象国政府のみならず、他の開発パートナーや ASEAN 事務局等、東南アジア地域の農業分野において COVID-19 関連支援を展開している国際機関や地域機関に対して積極的に発信していく。

また、広く一般に調査結果を共有する為、ジャーナルへの学術論文の投稿や、農業セクター/国際開発に関する雑誌等への寄稿を想定している。そのため、本調査の実施に当たっては、経済学等、学術的な手法を用いた分析を行うことが望ましい。学術的な分析手法についてはコンサルタントが提案し、調査監理委員会にて協議する。対外発信に資する文書（学術論文、寄稿文書等）は調査のファイナルレポートとは別途作成する。

（１４） プログレスレポートの作成

2021 年 7 月までに得られた調査の進捗状況をとりとまとめ、プログレスレポートとして提出する。

（１５） ドラフト・ファイナルレポートの作成

上記調査結果を情報収集・確認調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

（１６） ファイナルレポートの作成

JICA（事務所を含む）への情報収集・確認調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、ファイナルレポートを作成する。

8. 成果品等

(1) 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品はファイナルレポートとし、最終成果品の提出期限は2022年2月上旬とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上その内容について了承を得るものとする。

報告書	提出時期	部数
業務計画書	業務開始後10営業日以内	和文1部
インセプション・レポート	業務開始後1ヶ月後	和文1部、英文1部
プログレスレポート	2021年7月末	和文1部、英文1部
ドラフト・ファイナルレポート	2021年12月末	和文1部、英文1部
ファイナルレポート	2022年2月上旬	和文12部（製本版） 英文15部（製本版） CD-R1枚

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条（改訂版）に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注3) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

(2) 作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を提出すること。

- ① 対外発信に資する文書（調査結果に基づく学術論文（査読中の論文を含む）、農業セクター/国際開発に関する雑誌等への寄稿等）

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ 詳細活動計画
- ④ 業務フローチャート

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：東南アジア地域における農業・農村開発に係る各種業務。特に、東南アジア地域におけるフードバリューチェーン開発・強化、農業政策に関する各種業務経験を有することが望ましい。

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➢ 業務主任者／フードバリューチェーン

➢ 農業政策

➢ 農業・農村DX（デジタル・トランスフォーメーション）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／フードバリューチェーン）】

a) 類似業務経験の分野：農業・農村開発、フードバリューチェーン開発・強化

b) 対象国又は同類似地域：東南アジア地域

c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 農業政策】

a) 類似業務経験の分野：農業政策、アグロインダストリー振興

b) 対象国又は同類似地域：東南アジア地域

c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 農業・農村DX】

a) 類似業務経験の分野：農業分野におけるデジタル技術の活用支援

- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2020年11月下旬より2022年2月下旬まで本業務を実施することを想定しています。
2021年7月末までにプログレスレポートを、2022年2月上旬までにファイナルレポートを提出してください。提案者が最適と考える業務の行程をプロポーザルで提案してください。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 70 人月 (M/M) (国内：26 M/M、海外：44 M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/フードバリューチェーン開発（2号）
- ② 農業政策（3号）
- ③ サプライチェーン分析1
- ④ サプライチェーン分析2
- ⑤ 水産物サプライチェーン
- ⑥ 畜産物サプライチェーン
- ⑦ 農業・農村DX（3号）
- ⑧ 栄養
- ⑨ 労働衛生
- ⑩ 官民連携

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 調査の補助（現地情報収集）
- パイロット事業の実施支援

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2017年4月)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行ってください。現地再委託を行う場合には、プロポーザルで現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で記載してください。

(4) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所乃至日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録してください。

以下の地域については特に注意してください。

① インドネシア

- ア) 以下の地域への渡航は禁じられています。

- 中部スラウェシ州ポソ県

イ) 以下の地域への渡航は在外事務所長の承認が必要です。

- アチェ州、マルク州、北マルク州、パプア州、西パプア州、中部スラウェシ州（ポソ県を除く）

② カンボジア

ア) 以下の地域への渡航は在外事務所長の承認が必要です。

- プレアビヒア州プレアビヒア寺院遺跡周辺、及び州都以外で且つ主要幹線道路（一桁・二桁国道）から離れた地域 ※主要幹線道路から離れた地域か否か判断に迷う場合は現地事務所に相談すること

③ タイ

ア) 以下の地域への渡航は在外事務所長の承認が必要です。

- ソンクラーク県（サバヨイ郡、テーパー郡、ナタウィ郡及びジャナ郡を除く）
- 東北部のうちシーサケート県のプレアビヒア寺院（タイ側呼称：カオ・プラ・ウィハーン遺跡）及び周辺地域（5km 圏内）

イ) 以下の地域への渡航は安全管理部長の承認が必要です。

- ナラティワート県、ヤラー県、パッタニー県、及びソンクラーク県の一部（バヨイ郡、テーパー郡、ナタウィ郡及びジャナ郡）

④ 東ティモール

ア) 以下の地域への渡航は在外事務所長の承認が必要です。

- インドネシア（西ティモール）との国境地帯

⑤ フィリピン

ア) 以下の地域への渡航は禁止されています。

- ミンダナオ島の上記以外の地域（南ラナオ州（マラウィ市）、マギンダナオ州南部等を含む）
- バシラン州、スールー州、タウィタウィ州

イ) 以下の地域への渡航は在外事務所長の承認が必要です。

- ダバオ市街地、カガヤン・デ・オロ市（東ミサミス州ラガンディンガン空港・カガヤン・デ・オロ市間往復の経路、隣接するタゴロアン町を含む）、ジェネラルサントス市、カミギン州

ウ) 以下の地域への渡航は安全管理部長の承認が必要です。

- ミンダナオ島東部（ダバオ市街地外、北スリガオ州、南スリガオ州、北アグサン州、南アグサン州、東ミサミス州、ブギドノン州、東ダバオ州、コンポステラバレー州、北ダバオ州、南ダバオ州、西ダバオ州、南クタバト州）
- コタバト市（マギンダナオ州アワン空港・クタバト市間往復の経路、クタバト市内・キャンプ・ダラパナン間往復の幹線道路を含む）
- 上記以外のクタバト市近郊（クタバト市以北のマギンダナオ州を含む。但しマギンダナオ州アワン空港より南の地域は除く）
- マ斯巴テ州、パラワン州南部（プエルトプリンセサより南）

⑥ マレーシア

ア) 以下の地域への渡航は禁じられています。

- サバ州東側の島嶼及び全海域
- サバ州東部のタワウ省のうち、ラハ・ダトゥ郡、クナ郡及びサンポルナ郡の海岸から内陸へ数 km の範囲

イ) 以下の地域への渡航は在外事務所長の承認が必要です。

- サバ州東部のクダット省、サンダカン省、タワウ省（上記の「タワウ省のうち、ラハ・ダトゥ郡、クナ郡及びサンポルナ郡の海岸から内陸へ数 km の範囲」を除く）

⑦ ミャンマー

ア) 以下の地域への渡航は禁止されています。

- カチン州（ライザー地区）、シャン州北部（ラショー市内及びマンダレーからラショーを経由しムセに至る幹線道路周辺を除く）

- ラカイン州北部（マウンドー、ブディタウン、ラテダウン）

イ) 以下の地域への渡航は在外事務所長の承認が必要です。

- マウンドー、ブディタウン、ラテダウンを除くラカイン州全域
- カチン州（ミッチーナ市街地）

ウ) 以下の地域への渡航は安全管理部長の承認が必要です。

- カチン州（ライザー地区、ミッチーナ市街地除く）・シャン州北部（ラショー市内、マンダレーからラショーを経由しムセに至る幹線道路周辺）・国境付近（シャン州北部、タニンダーリ州コータウン、カイン州ミャワディを除く）

⑧ ラオス

ア) 以下の地域への渡航は禁じられています。

- サイソンブン県

イ) 以下の地域への渡航は在外事務所長の承認が必要です。

- シェンクワン県クーン郡南部（国道 1 D線より南）パーサイ郡南部（ジャール平原サイト 3 付近のフォン村、ハイ村より南。両村は含まず）

- シェンクワン県プークート郡南部（国道 7 号線より南、国道 7 号線は含まず）

- ファパン県サムヌア周辺地域（除くサムヌア）

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。
- 注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
 - 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積書に計上してください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。
 - 1) パイロット事業の実施に係る現地業務費： 10,000千円/件
 - 2) 旅費（航空賃）： 10,350千円（合計）
- (4) 以下の業務については、業務内容・量の確定・提案が困難であるため、以下に示す業務量で「報酬」を見積もってください。
 - 1) パイロット事業の実施に係る業務： 7人月/件
- (5) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。
- (6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

6. 配布資料／閲覧資料等

本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部 農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8423）にて配布します。

（1）配布資料

- 東南アジアにおける COVID-19 の影響に関するアンケート調査（質問票）

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(28)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／フードバリューチェーン</u>	(22)	(10)
ア) 類似業務の経験	9	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	1	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	—	(10)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(6)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6	6
イ) 業務管理体制	—	2
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>農業政策</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	1	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>農業・農村DX</u>	(10)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	2	

別添

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：10月9日（金） 14：00～16：00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施場所：Skype 会議

注）詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法：

（1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

（2）Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以 上

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【案件名】
- 2 業務地 【国名（地域名）】
- 3 履行期間 2000年00月00日から
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員： 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム課の課長
- (2) 分任監督職員： なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン
「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2020年4月）」を削除し、
「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS対応新方式）（2020年4月）」を挿入する。
- (2) 第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション1：部分払を設定する場合】

（部分払）

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

【オプション2：契約履行期間を分割して契約書を締結する場合】

(契約の分割)

第●条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、付属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第〇期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
(2) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
(3) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月

2 発注者及び受注者は、付属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第〇期及び第〇期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

【オプション3：詳細設計業務の場合】

(瑕疵担保等)

第●条 発注者は、約款第13条第4項に基づく成果品の引渡しを受けた後において、当該成果品に瑕疵があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項において受注者が負うべき責任は、約款第13条第2項及び第3項並びに第17条第3項及び第4項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、約款第13条第2項及び第3項並びに第17条第3項及び第4項の規定による検査の合格の日から3年以内に行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、成果品の瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことのできる期間は、検査合格の日から10年とする。
- 5 発注者は、成果品の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を遅滞なく受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 6 第1項の規定は、成果品の瑕疵が発注者の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその指示等が不相当であることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

(一括確定額請負)

第●条 以下の各号に示す部分業務については、約款第14条の規定にかかわらず、以下の各号に示す成果品が約款第13条に規定する確認検査に合格したことをもって、付属書Ⅲ「契約金額内訳書」に規定する金額を確定し、支払の請求を行うことができるものとする。

- (1) ○○○の水理模型実験（特記仕様書第〇条（●）参照）
成果品：○○○水理模型実験最終報告書（特記仕様書第●条（△）参照）
- (2) ■■■■■設計業務（構造）（特記仕様書第〇条（●）参照）
成果品：■■■■■にかかる技術仕様書及び設計図面（入札図書案の一部）
（特記仕様書第●条（■）参照）

2 前項各号の部分業務に関係する再委託については、付属書Ⅰ「共通仕様書」第9条第3号に規定する「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」を適用しないものとする。

注) ランプサム（一括確定額請負）型を一部業務に適用した場合、当該一部業務に対する（確定）報酬額は、付属書Ⅲ「契約金額内訳書」において、「確定金額請負分」の項目を追加で設けた上で、当該（確定）報酬額を記載することとします。

【オプション4：12ヶ月を超える履行期間となる場合】

(前金払の上限額)

第●条 本契約については、業務実施契約約款第16条に規定する前金払については、同条第1項の規定にかかわらず、以下の各号のとおり分割して請求を認めるものとする。

- (1) 第1回(契約締結後)：契約金額の〇〇%を限度とする。
- (2) 第2回(契約締結後●ヶ月以降)：契約金額の●●%を限度とする。
- (3) 第3回(契約締結後●ヶ月以降)：契約金額の◎◎%を限度とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。